

平成29年度公害等調整委員会
政策評価懇談会

日時：平成30年3月5日（月）10:00～12:00

場所：公害等調整委員会委員会室

【川淵事務局長】 それでは、定刻になりましたので、平成29年度の公害等調整委員会政策評価懇談会を開始いたします。

開催に当たりまして、御出席いただいております有識者の皆様方の御紹介をいたします。

上智大学法科大学院教授の北村喜宣様でございます。

【北村構成員】 おはようございます。

【川淵事務局長】 関西大学総合情報学部教授の名取良太様でございます。

【名取構成員】 おはようございます。よろしく願いいたします。

【川淵事務局長】 日本司法支援センター常務理事の丸島俊介様に今回から御参加いただいております。

【丸島構成員】 よろしく願いいたします。

【川淵事務局長】 以上でございます。では、座って進めさせていただきます。

丸島先生につきましては、法テラスの現状を背景に、貴重な御意見をいただければ幸いです。どうぞよろしく願いいたします。

なお、東京経済大学名誉教授の磯野弥生様、駒澤大学法学部教授の内海麻利様、茨城県公害審査会会長の横田由美子様は、所用のため、本日は御欠席となっております。

次に、公害等調整委員会の出席者を紹介させていただきます。

荒井勉委員長でございます。

【荒井委員長】 おはようございます。荒井でございます。どうぞよろしく願いいたします。

【川淵事務局長】 吉村英子委員でございます。

【吉村委員】 おはようございます。本日はよろしく願いします。

【川淵事務局長】 山崎勉委員でございます。

【山崎委員】 山崎です。よろしく願いいたします。

【川淵事務局長】 松田隆利委員でございます。

【松田委員】 松田です。よろしく願いします。

【川淵事務局長】 それから、事務局からは、事務局長を務めます私、川淵のほか、加瀬事務局次長。

【加瀬事務局次長】 よろしく願い申し上げます。

【川淵事務局長】 小原総務課長。

【小原総務課長】 よろしく願いします。

【川淵事務局長】 田口研究官が出席してございます。

【田口研究官】 田口でございます。

【川淵事務局長】 本日は私、川淵が司会進行を務めます。よろしくお願いいたします。

では、早速、議事に入ります。最初に、荒井委員長から一言御挨拶を申し上げます。

【荒井委員長】 おはようございます。公害等調整委員会委員長の荒井でございます。昨年7月に富越委員長の後任として着任をいたしました。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。当委員会では、政策評価懇談会を毎年開催させていただいておりまして、毎回、業務全般について非常に貴重な御意見をいただいております。本年度も有識者の皆様にお越しいただきまして御意見を伺えますことを大変ありがたく、心から感謝を申し上げる次第でございます。

開催に当たりまして、本年度の当委員会の事件動向と取組について、ごく概略を申し上げます。御存じのとおり、当委員会は公害紛争処理と土地利用調整という二つの業務を柱といたしております。そのうちの一つ目、公害紛争処理の業務についてでございますけれども、本年2月末時点で本年度に新規に受け付けた公害紛争事件は11件となっております。昨年度の20件から大幅な減少となっております。その新規事件を含めた係属事件数としては32件で、そのうち本年度に終結した事件数は10件となっております。

地方自治体に寄せられる公害苦情の件数も減少しており、そうした中で本年度は新規受付件数も減少しているということになりますが、その事案としては、近年の傾向と同様に、都市型、生活環境型の紛争が多くなっております。当委員会としましては、専門委員の活用ですとか、あるいは職権調停による柔軟な解決など、当委員会の特色を生かして、引き続き利用者目線に立ちながら、迅速かつ適正な公害紛争処理に努めてまいり所存でございます。

続きまして、二つ目の業務であります土地利用の調整に関する業務でございますが、こちらは、行政過程に対する一定の不服申立てについて、その専門性を生かしつつ、公益的な観点から準司法的な判断を行っております。当委員会としては、引き続き公正・中立に、また多角的で幅広い視点に立って適正な判断に努めてまいりたいと考えております。

当委員会では近年、公害紛争処理あるいは土地利用調整制度の活用促進のための広報に力を入れておりまして、法曹関係者に向けた講演ですとか、あるいは自治体や法テラスなどへの訪問を行ってPRに努めているところでございます。今年度からは行政相談との連

携も図っておりまして、制度を必要とする相談者に広く情報提供がなされますよう、今後とも更に広報に取り組み、制度の一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

本日の懇談会は、本年度の当委員会の事件動向や業務実績のモニタリングを通じて、より効果的かつ効率的に業務を遂行していく上でのアドバイスをいただく大変有意義な機会となるものと考えております。有識者の皆様には、是非とも業務運営の全般につきまして、率直で忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます、私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

【川淵事務局長】 続きまして、当委員会の業務及び政策評価についての御説明、そして意見交換に移ります。今年度は、平成31年度までの3か年であります政策評価基本計画期間の1年目となっております。まずは、本懇談会の位置付けについて、小原総務課長から御説明いたします。

【小原総務課長】 それでは、資料1を御覧ください。

まず、一つ目といたしまして、政策評価の実施主体でございますけれども、政策評価は行政機関自らが評価を行いまして、その結果を政策に反映させるものでございます。

二つ目といたしまして、政府では、政策評価に関する基本方針を閣議決定いたしております。各行政機関はこの決定に基づきまして、それぞれが中期的な基本計画、1年ごとの実施計画の二つを策定・公表しております。行政機関は、基本計画、実施計画に基づき評価を実施いたしまして、評価書を作成・公表いたします。

そして三つ目、本懇談会の位置付けでございますけれども、政策評価法、基本方針に基づきまして、当委員会の基本計画におきまして、政策評価実施に当たりましては、学識経験者の皆様の知見をいただくこととしております。政策評価の客観的、厳格な実施を確保するために皆様の知見をいただくというものでございます。

続きまして、本懇談会の位置付けと今後の政策評価の流れでございますけれども、先ほど局長から申し上げましたとおり、本年度は基本計画、29年度から31年度までの初年度でございます。今年度におきましては、29年度の実施計画に基づくモニタリングと翌年度の実施計画、翌年度の事前分析表を報告し、御意見をいただくものでございます。30年度、31年度につきましても、将来的にはお願いしたいと考えているところでございます。

御説明は以上でございます。

【川淵事務局長】 ただいまの御説明のとおり、本日は今年度の業務実績のモニタリングをした上で、来年度の実施計画について御意見を賜りたいと存じます。当委員会の業務は、

公害紛争処理と土地利用調整の二つに大きく分かれておりますので、まずは、公害紛争処理の状況について小原総務課長から御説明を申し上げた後、意見交換をさせていただきたいと存じます。なお、本日あいにく御欠席となっております磯野先生から事前に伺った公害分野に関する御意見についてもその中で併せて御紹介したいと思います。では、お願いします。

【小原総務課長】 では、資料2、政策評価懇談会御説明資料を御覧ください。

はじめに、各施策における測定指標の位置付けということで大まかに整理したものでございます。まず、公害関係でございますけれども、施策といたしましては、一つ、迅速・適正な処理、二つ、広報としております。その測定指標につきまして、1の迅速・適正な処理といたしましては、(1)相談・受付・係属・終結件数、(2)事件調査、(3)裁定事件平均処理期間、(4)現地期日、2の広報といたしましては、(1)相談・受付・係属・終結件数、これは1の(1)と同じでございます。(2)都道府県の受付・係属・終結件数、(3)都道府県から公調委に係属した件数としております。以上をまず前半として御説明させていただきます。後半といたしましては、土地利用調整関係として、鉱区禁止・不服裁定と意見照会と分けまして、鉱区禁止・不服裁定につきましては、(1)鉱区禁止請求平均処理期間、(2)不服裁定事件の受付・係属・終結件数、意見照会につきましては、意見照会の受付・係属・終結件数、以上につきまして、まずモニタリングの状況について御報告をさせていただきます。

次に、公害事件の受付、係属及び終結の状況でございます。平成29年度の公害紛争事件の受付・終結件数は、2月末時点で28年度よりも減少いたしまして、受付件数は11件、終結件数は10件となっております。特徴といたしましては、近年比較的小規模な事件が多く委員会に係属する傾向にあるほか、騒音事件の係属件数が22件ということで、係属件数32件の約7割を占めている状況でございます。

続きまして、事件調査の関係でございますけれども、平成29年度は18事件につきまして、26回の事件調査を実施いたしました。ここで言う事件調査は、職員が実際に現地の確認を行う現地調査のほか、現地で関係者からヒアリングを行った回数なども含まれております。係属事件全体の減少がございますので、事件調査の実施回数の減少は見られますものの、専門委員の任命、各種測定など、因果関係の解明に必要な調査を行った結果、係属事件1件当たりの事件調査の実施回数は増加しております。29年度におきましては0.81回となっております。例えば、26年度から28年度の平均である基準値の0.77回を上回っていると

ころでございます。

なお、本年度一度も調査を行わなかった事件につきましては、昨年度以前に調査を行っており、本年度は調査を行わなかったことや、係属後に取下げ・調停成立などとなったことが理由として挙げられております。

続きまして、裁定事件の平均処理期間でございますけれども、終結事件につきましては、専門的な調査を要する事件、要しない事件ともに目標を達成しております。専門的な調査を要しない事件につきましては、本年度は、目標1年3か月に対しまして約1年、専門的な調査を要する事件につきましては、目標2年に対しまして約1年7か月となっております。

ただ、係属中の裁定事件のうち処理期間が2年を超えているものが4件ございます。これはまだ係属中ということで、今回の処理期間には含まれていないものでございます。大崎市事件につきましては平成25年に受け付けたもの、市川市事件につきましては、これも25年に受け付けたもの、知多市事件につきましては27年に受け付けたもの、成田市事件につきましては28年に受け付けたものでございます。

今年度終結した事件のうち、調査を要しなかった事件につきましては、いずれも目標を達成しているわけでございますけれども、調査を要した事件4件のうち1件につきましては、申請人の強い依頼、希望によりまして、調査の時期を調整した結果、目標期間を超過したものでございます。

続きまして、現地期日でございますけれども、平成29年度は2回の現地期日を開催いたしました。なお、現地期日を円滑に進めるために電話会議を用いた進行協議等も実施しておりまして、遠隔地の当事者とも緊密な連携をとっているものでございます。

そのほかには、被害発生地が東京近郊であるもの、双方の代理人が東京に所在するものがございました。そのため、現地での期日開催を要しなかったものでありまして、必要性の認められる期日につきましては、現地で期日を開催しているところでございます。

続きまして、相談件数でございますけれども、公害等調整委員会の公害相談ダイヤルへの認知経路を見ますと、1月末の時点で地方公共団体からが6割、インターネットからが1割となっております。不明なもの、その他のものもございます。

公害等調整委員会では、地方連携、一般広報、法曹広報の三つに分類いたしまして、それぞれに応じた体制をとりまして、組織的・戦略的な広報・連携を進めているところでございます。

広報の取組といたしまして、地方連携でございますけれども、首都圏や全国の市区を訪問いたしまして、相談者への公害紛争処理制度の広報を依頼しております。また、29年度からは新たに行政相談センターへの訪問の実施を始めまして、公害に関する行政相談につきましては、公害苦情相談窓口等を紹介するなどの依頼を行って連携を図っているところでございます。

29年度の実績といたしましては、首都圏の30市区、それから全国の32の市と8の行政相談センターを訪問いたしまして、周知・連携をしているところでございます。

続きまして、政策評価懇談会を昨年度の3月にも実施させていただきましたけれども、その後の内部の検討を踏まえまして、ホームページの改修を行っているところでございます。できるだけ上層に訪問者が求めるようなコンテンツを置くべきとの指摘を踏まえまして、土地利用制度のトップページのリニューアルを行っているところでございます。

広報の取組の二つ目、法曹向けといたしましては、公害紛争処理制度の周知・利用促進のために、次のとおり法曹への制度認知拡大を行っているところでございます。29年度におきましては、弁護士会は滋賀県、京都府の2か所、それから裁判所は新潟県、京都府、長崎県の3か所、法テラスは岩手県、栃木県、福井県、奈良県、鳥取県、沖縄県の6か所を訪問いたしまして、必要な説明、講演を行っているところでございます。

そのほかにも、弁護士会、裁判所等に対しまして、原因裁定嘱託制度の周知のために通知を发出したところでございます。また、司法修習生向けの研修プログラムの一環といたしまして、当方に司法修習生を受け入れまして、公害紛争処理制度に関する講演を行ったところでございます。また、日本弁護士連合会との間でも公害紛争処理制度に関する意見交換会を行いました。

続きまして、地方との連携でございますけれども、平成29年度におきましては、都道府県公害審査会等の受付が26件、係属65件、終結35件となっております。いずれも昨年度よりは減少している状況でございます。

続きまして、都道府県公害審査会等を経て公調委に係属した案件でございますけれども、都道府県の公害審査会等を経て公調委に係属した事件は、昨年度から係属している6件に加えまして、新たに1件を受け付けたところでございます。

都道府県公害審査会等とは、連絡協議会やブロック会議におきまして連携をとっておりますほか、都道府県公害審査会の研修会等におきまして、公調委の職員が出向いて講演を実施しております。

都道府県の公害審査会等を経て公調委に係属している事件につきましては、千葉県からの市川市の工場によります事件、和歌山県からの工場によります事件、神奈川県からの横浜市の運動施設によります事件、高知県からの高知市の工場によります事件、同じく高知市からの工場によります事件、神奈川県からの川崎市の幼稚園によります事件、大阪府からの東大阪市の工場によります事件の7件でございます。

参考といたしまして、最近の公調委の動きを御報告させていただきます。公害紛争の処理の関係でございますけれども、都市型・生活環境型の公害、小規模な事案が増加しております。これらの事案につきましては、継続的な近隣関係というものが背景にございますので、職権調停の活用が有効な例も認められるところでございます。また、裁判手続の電子化への動きがございます。こういった動きへの対応も含めまして、公調委では28年1月から一部書面の電子メールでの提出を認めているところでございます。現在までに2件の活用がございました。今後も全政府的なIT化の取組、提出の範囲につきましても検討を進めますとともに、現行制度内におきましても、更なる電子メールの活用を促すように、運用面での改善に取り組んでまいりたいと存じます。

あわせて、磯野先生から伺っております御意見につきまして、簡単に口頭で恐縮ですけれども、御報告をさせていただきます。磯野先生からは、一つ目といたしまして、公害紛争の適正な処理が目標である以上、係属、受付の件数に大きくとられる必要はないのではないか。ただ、利用者の満足度という測定指標が現時点では存在しないことから、次期基本計画期間において追加することを検討してはどうかという御意見を伺っております。

二つ目といたしまして、受付事件の減少については、広報の問題というよりは、制度とニーズの合致の問題と考えてはどうか。例えば、調停で相手が応じなければ打ち切りとなってしまうということから見通しが立てにくいということ、典型7公害に限定されているということ、そういった使いづらさがあるのではないかと。

三つ目といたしまして、公害紛争処理法の48条で公調委は意見の申出ができることとされておりますけれども、そうはいえ、公害紛争処理制度において政策の方向性まで争うということは難しいと考えて、大規模事案は係属しにくくなっているのではないかと。結果を公表し、その反響次第では、政策転換につながるという可能性があるという意味でも広報は重要であると伺っております。

また、四つ目といたしまして、環境裁判所が存在しない日本において、専門知識を持つ

た審理ができるという意味で、原因裁定の嘱託は活用されることが望ましい。また、都道府県公害審査会等の調停と並行した原因裁定の活用にも期待をしているという御意見を伺っております。

それから、五つ目でございますけれども、本人申請が多いことから、広報資料におきましても、実際に制度を利用したときの経時的な流れ、イメージが分かるようなモデルケースを掲載してはどうかという御意見を伺っているところでございます。

最後に、資料4でございますけれども、公害等調整委員会の事後評価実施計画案、これは30年度の1年間の実施計画の案でございます。基本的には本年度の計画と同様のものとなっております。対象とする政策等につきましても、モニタリングの指標になっているものでございますけれども、本年度と同様のものとしてはどうかというものでございます。

以上でございます。

【川淵事務局長】 それでは、これから意見交換をまず公害紛争処理の部分について、お願いしたいと存じます。どなたからでも結構ですので、今の御説明についての御意見、また、このような機会でございますので、当委員会についての外側から御覧になっての様々な印象、感想ですとか、御意見、御要望等ありましたら御自由にお願ひしたいと存じます。また、今の点について、分かりにくかった点については適宜事務局から補足いたしますのでそういうことでも結構でございます。

【北村構成員】 よろしゅうございますか。実績の報告を頂戴したところであるのですが、公害苦情の件数については御報告いただかなかつたように認識してはおるのですが、いわゆる市町村の現場窓口に対する数ですね。これは、私、聞き漏らしたのかもしれませんが、どこで御紹介されたことになってございますか。

【小原総務課長】 失礼いたしました。本日の資料の中には入っていないかと思っておりますけれども、昨年11月30日に公調委から一般向けに公表したところでございます。28年度の全国の公害苦情の受付の件数は7万47件でございました。これは、前年度に比べまして2,414件、3.3%の減少となったものでございまして、平成19年度の調査以降からは10年間連続で減少しているものでございます。この7万47件のうち典型7公害の公害苦情の件数につきましては4万8,840件でございまして、前年度に比べまして1,837件、3.6%の減少となっております、10年連続の減少となっているものでございます。

【川淵事務局長】 今の御説明につきまして、概要の形で昨年公表したものがございまして、追加でここでお配りさせていただきたいと思っております。

【北村構成員】 29年度1月末現在で都道府県公害審査会等については集計がなされておりましたので、市町村の窓口についても同時期の状況が、やはり、おそらく減少なのだと思いますけれども、大体ざっくりした状況が比べて分かればと思っただけでございます。

【川淵事務局長】 今御紹介した数字は28年度の状況をまとめた数字で、ここ数年間の動きで見ますと、平成10年代半ばに一つピークがあり、大体年間10万件近くに達していた時期もありましたけれども、年々漸減傾向ということで最近は7万ぐらいにまで減ってきているという状況でございます。

【北村構成員】 ありがとうございます。

【名取構成員】 私は、これらの資料を皆様がどう評価されているのかということについて、今お話を伺って改めて疑問に思った次第でございます。29年度に係属件数は52件から32件まで減少している、それから平均処理期間は29年度は1年と1年7か月でした、また、相談ダイヤルへの認知経路を見ると、地方公共団体から6割、そしてインターネットから1割となっているという事実自体は承るのですが、これをどう評価されているのかについて、もし御説明いただけるならしていただきたいと思うのですが。

【小原総務課長】 公害等調整委員会はある意味受け身の組織でございますので、事件の申請があったものを処理するというところでございますけれども、先ほど磯野先生からの御意見でも若干触れた部分がありましたが、果たして、国民のニーズというものを公害等調整委員会がきちんとくみ取っているのかどうか、そういう意味で、事件の申請がないのは本当に事件がないのかどうか、あるいは本来は公調委で受け止めて解決をすべき事件が公調委まで届いていないのではないかと、そういう問題意識からできるだけ国民の困っている方に届くような広報をしたいと常々思っているところでございます。

【名取構成員】 厳しく言うわけではないのですが、そういう問題意識に照らしたときに、今年度のこの結果というものを公調委並びに事務局ではどう評価されているのかということをお伺いしたかったということでございまして、私どもが評価をするという立場ではなくて、評価に対する懇談会ということでここに来させていただいているので、少し自己評価的なところを、いつも出させていただいている数値だけではなくて、もう少し踏み込んだ形でも構いませんし、広くでも構いませんので、自己評価をどうされているのかについて先に伺えればいいなということでございますが、いかがでしょうか。

【川淵事務局長】 現時点で委員会としてこんな評価ですという時点までいっていませんけれども、当委員会の機能からして、あまりどんどん持ってきてくださいというわけでも

ないでしょうし、ただ、本当に困っている人についてはこの機能を積極的に使っていただくということかと思えます。そういう意味で、どういうタイミング、どういう切り口で広報するかというのなかなか難しいのですけれども、一つは、世の中の注目を集める事件について当委員会で審理をして一定の解決に至ったというような場合には、そういう機会に世の中に対してアピールするわけではないですけれども、きちんと御報告するというようなことは一つあると思えます。残念ながら、最近はそれほどの大きな事件というものがなくて、なかなかタイミングを取れずにいるというところではあるかと思えます。

件数の推移については、今年度はまだ年度末まで少し残っている、正式な受付にはなっていないけれども、近々正式な受付になるという事件も若干あったりして、もう少し年度末までには事件は増えると思えますけれども、それでも前年度、その前の年度に比べると若干減少ということになると思えますけれども、あまり昨年度と比べて増えた減ったと言ってしまうのがないので、それについて、減ったから当委員会が機能していませんねということではないと思えますけれども、その傾向が次の年度も続くようであるならば、根本的な原因を探っていくということも必要かと思えます。現状において、忘れ去られてしまっているということではないと思えますけれども、そういう複数年の傾向は注視していきたいと思えます。

なお、私の前の局長の代に、政府広報でインターネットテレビという形で、当委員会の働きについて広報の機会を与えていただいたのですが、それなりにアクセスいただいていると伺っております。

【吉村委員】 一言いいですか。住民が何か環境問題で困ったなと思ったら、まずは身近な地方公共団体に相談するのではないかと。都道府県で行う手続は主に調停でございますので、その中でうまくいけば良いのですけれども、それでもうまくいかないものが当委員会に上がってくるという連携はうまくいっているのではないかというような見方も一つできるのではないかと考えております。当委員会の公害相談ダイヤルの認知経路の6割が地方公共団体というのは、非常に最近、特に地方自治体との連携もうまくいっておりますし、こちらから訪問して、いわゆる話合いも大分きちんとできておりますので、そういったことも反映している数値かとは一つ思っております。

【荒井委員長】 名取先生が言われた今年度の新規の当委員会の受付件数が昨年と比べると約半減しているというところは私どもも気になっているところで、こここのところ数年、広報ということに力を入れてきているという流れの中で、今年度がかなり減少になってい

るといふことの原因の分析といふことは少ししなければいけないと思つてゐるわけですが、この数年を御覧いただいても、28年度は少し増えている。だから、そういう増えたり減つたりといふことはある程度はあるのだらうと思つますけれども、私どもが広報に力を入れている、こんなことをやっていますといふのは先ほど御紹介したところでございますので、こういう場で先生方から、こういう切り口で広報をしたらどうかといふようなところの御指摘をいただけるとありがたいと思つてゐるところであります。

そういう意味で、先ほど御紹介させていただいた磯野先生が言われた原因裁定の嘱託という制度が、これはあまり知られていないのですけれども、最近一生懸命いろいろなところに訪問してそういう制度がありますといふことで、これは因果関係の判断を当委員会の専門的な知見を活用して提供するといふ制度で、裁判所にもかなり説明に行つて、また文書も毎年最高裁から協力を得て配布しておりまして、民事事件の中で因果関係の判定が必要になつた場合に、そこだけ取り出して当委員会に嘱託をするといふ制度、これは現場に私もずっと裁判官でおりましたけど、あまり現場にいるときは知らなかつたことですので、それはこのところ一生懸命広報しているところで、最近見ておりますと、そういう裁判所からの嘱託といふものも少し増えてきているような状況でございますので、更に力を入れていきたいと思つてゐるところでございます。

【川淵事務局長】 あと、先ほど、冒頭の委員長からの御挨拶でも触れました、行政相談と連携しているといふことですが、同じ総務省の中で、行政評価局で行政相談をやっております、全国各都道府県に出先機関があり、そういうところで連携していると言われたのですけれども、本当に連携しているのかなと思つて、私も地方に出張した機会に実際に訪問してどういふふうに使つていますかといふのを聴かせていただきました。行政相談の中で行政に関するあらゆることが相談として来るわけですが、その中で公害の切り口で捉えられるものについては、公害紛争処理の仕組み、あるいは公害等調整委員会といふところでこういう機能を持っていますよといふようなことは相談者に対して必ず御紹介いただいていると、そういうことは確認してまいりました。

【北村構成員】 よろしいですか。今、荒井委員長がおっしゃつた原因裁定は確かに重要な機能といふふうにも私も認識しております、授業でも言つてゐるのですけれども。

【荒井委員長】 ありがとうございます。

【北村構成員】 これはなかなか、前もここで議論があつたかと思つますが、結局、地裁レベルで原因裁定嘱託があつたときに、控訴されたときに控訴審でひっくり返るといふこ

とになってくるとなかなかつらいものがあるのも事実です。この辺りは運用のことかもしれないと思いつつ、やはり、現行制度上は地裁で使えるということが基本だと思うので、荒井委員長、運用につきましてはどのような御認識でおられますか。

【荒井委員長】 運用といいましょうか、はっきり言ってそれほどまだ認知がされていないので、それに力を入れているところなのですが、いろいろ説明を現場にいるときも少し聞いたりする機会もありましたけど、そういう制度があるのであれば、過去に私自身が扱った事件でも、あの事件で使えたかもしれないと思うのが結構あったものですから、周知をしっかりと続けていけばかなり広がってくるのではないかと考えているのですけれども、確かにそこで、こちらが示した判断を取り入れて地裁が判断したときに高裁で維持されるかどうか、それは基本的には原審の判断ということになるのだらうと思いますので、こちらができることの限界とそれを利用する地裁側の判断とのつながりみたいなところまでは、なかなかまだ十分に議論としてはされていないのだらうと思います。

【北村構成員】 地裁が囑託しているわけですので、それをひっくり返すというのはなかなか組織間の関係で難しいとは思いますが、不利になった方が再度頑張って主張立証した結果、控訴審で実際上の判断と違う認定がされるということは理屈ではあるわけですし、そうすると、結局、原因裁定の権威といいますか、精度を高めるしかないという単純な話に行き着くということでしょうか。

【荒井委員長】 そうかもしれませんね。

【吉村委員】 高裁でひっくり返るという例はあまりなかったように思いますが。

【山崎委員】 ここでやった判断は別に地裁でも拘束力を持たない。ここで判断するのはここで調べられた証拠に限られるものですから、それと相反する証拠が高裁で出れば、また裁判所は違った判断の見方をするかも分かりませんので、その辺りは……。

【北村構成員】 大体、尊重していただいているのですかね。

【吉村委員】 いつか、地裁では、低周波音ということで争われていたものが、原因裁定囑託を受けて調査をしたら、いわゆる可聴音の別の音だったということで、囑託されたのは低周波音の調査だけだったので、当委員会からは参考意見として付して、地裁に返しそれはそれで感謝されたという例がございました。

【北村構成員】 事実上ですね。ですから、実質的証拠とか言わなくても、現実的に事実上そうなっていると。

【吉村委員】 はい。客観的な証拠ということで。

【北村構成員】 なるほど。ありがとうございました。

それと、ついでながら、係属、受付件数ですが、これはもちろん、都道府県について先ほどお示しいただいて、減少傾向ということもございますが、公調委に来たものも含めて、これが一応、最初のところは市町村の公害苦情からずっと上がってきたようなものなのか、それをスキップして調停というところでききなり来ているのかという、この辺りの分析はございますでしょうか。

【吉村委員】 きちんとしたデータはありませんけれども、両方あります。

【川淵事務局長】 必ずしもデータは取っておりませんが、おそらく事件としてかかってくるものは、企業対住民といったものよりは、近隣の家だったり、あるいは近くのコンビニだったりとか、そういったものがだんだんと増えていますので、そうすると、まず市町村の公害苦情相談に行って、そこでなかなか解決を見いだせなくて当委員会や都道府県に上がってくるという、そういったものが増えているかとは思いますが。

【北村構成員】 両方とも減っていますから因果関係はないと思うのですが、市町村の行政窓口で苦情として言うときに、受け取った行政が加害者と目されている方にアプローチをするとき、誰から苦情が来ていますとは言わないですね、周りからということはあるにしても。Aさん、Bさんというように。

【吉村委員】 初めはそうですね。

【北村構成員】 ただ、調停になってくると、申請人、被申請人というようになってくるから、匿名性というのがそこで維持されなくなるのかどうかというのは結構、申請する側にとっては、最近いろいろあるから自分の名前が出るようになるならやめておこうかということになれば、これはもう一歩階段を上がることをヘジテートさせる要因になっているのかなという気もいたすのですね。両方とも減っていますからあまり因果関係はないのかもしれないのですが、この辺りは私の認識不足なのかもしれませんけれども、どのように御評価なさっていますでしょうか。

【吉村委員】 当委員会に上がってくるのはもう当事者の名前が明らかになったものだけなので、そうでないものがどうなっているのかというのはちょっと。

【北村構成員】 自治体レベルですね。

【小原総務課長】 私が聞いております話では、市町村の公害苦情の窓口におきましても、やはり、自分の名前を名乗らないで苦情だけを言う電話が多いという話は聞いてございます。

【北村構成員】 ですから、それを無理やり掘り起こそうとしてもですね、ちょっと、本意ではないことをしているということなのか、やはり、それは正義の観点から、まあまあまあと言って出てきていただくようにするのか、なかなか組織としての立ち位置が難しいなという気がしております。

【荒井委員長】 ただ、苦情としてのトラブルを解決するためには、騒音等を出している人にやめてもらわないといけませんから、そういう意味では、調停なりになってきたときは相手方を特定していただくしかないですよ。

【北村構成員】 その場合は、自分の、申請人の名前も被申請人には伝わるのですか。

【吉村委員】 調停の場合は両方伝わります。

【北村構成員】 ですよ。ですから、匿名じゃなくて顕名になるわけですね。

【荒井委員長】 苦情申立ての場合には匿名がありますけど、調停の申立てとなった場合は、自らと相手方を特定してもらわないと手続が進められませんので。匿名の段階でうまく処理できるようなシステム、仕組みがあればいいんでしょうけれども。

【北村構成員】 私は訴訟の現場は全く存じませんので、丸島弁護士の実務経験で、そういう申立て、苦情を持っていらっしゃる方の考え方が変化しているということはあるでしょうか。

【丸島構成員】 匿名性の問題は、例えば性的被害をめぐる刑事手続の場合などに生じてくるのですが、環境問題の解決を図る場合に、最終的に調停で権利義務を確定するとすると、誰と誰との間でどのような権利義務を定めるかという関係になってきますから、なかなか完全に匿名というのは難しいところがあるかなと思います。ただ、近隣関係などの問題は最近少なくともありませんので、そのような事案で匿名の段階で適切に処理できるならばそれも良いというのはそのとおりだと思います。

私は、現在、原子力損害賠償支援機構の仕事をしておりまして、その関係で原子力損害賠償紛争解決センターの業務に接することも多いのですが、その中では、一地域の何百人という方が、例えば自治体の区長さんたちを代表者として申立てをするというケースもございまして、完全な匿名ということではありませんが、直接的にはそのような代表者の方々が表に出てこられて、手続の進行が図られることはあります。ただ最終的に権利義務を確定するときには、どうしても当事者となった方のお名前は出てくるということにはならざるを得ないと思います。

私は今回初めて参加させていただいておりますので、十分な理解ができておりませんが、

先程来お話がありました事件数の増減ということについては、どの分野でも同様のことはあるのかと思われまます。民事裁判の事件数の減少、横ばいということもこの間論じられてきましたが、その要因等について、裁判所や弁護士会でもいろいろな分析がされておりますが様々な意見や評価があるところでもあります。また、原発の損害賠償に関するADRの事件数などは、状況の変化に伴って次第に減少していくものでありましよう。事件数の増減ということ自体で、直ちに何らかの評価ができるものではないのですが、ただ、やはり、社会的に見るといろいろな問題を抱えていながら、適切な司法手続や紛争解決システムにアクセスできず、また解決できないで放置されている、泣き寝入りしているということがあるのだとすれば、それはやはり大きな問題だということであろうと思います。

そういう点から、公害環境問題の全体状況が現在どうなっているのかという点をまずよく理解しなければならぬのかと思います。例えば、日弁連の委員会などでは、熱心に全国各地で公害環境問題の取組がされております。他方で、肌感覚として紛争案件が減少していると言われればそうなのかなという気もいたします。しかし、例えば、先ほどの原発との関係で言えば、福島での土壌汚染等の環境問題というのはこれまで様々に指摘されてきましたが、この問題を公調委に持っていきこうという発想は見られませんでした。原子力損害賠償紛争解決センターなどに損害賠償の問題として申立てがされ、解決が図られていますが、しかし、汚染状況がどうなのかということについての分析と評価は、東京電力などと現地の住民や関係者、また専門家らとの間で異なるところも見られます。

いずれにしても、広報の問題ももちろんあると思うのですけれども、現状の問題状況はどの辺りにあるのか、環境問題の全体状況はどのような段階にあるのか、その中での公調委の役割、機能がどうなのかという点について、これは公調委ではなかなか難しいのだらうと思いますけれども、環境省を始めとしてしかるべきところで分析をしていただくとありがたいと思います。

公調委の果たしている役割や機能については、ここでの解決がどのように当事者に納得感、満足感を与えているのかということが一番大きな点だらうと思います。そして、公調委がその役割に照らして適切に機能しているということ、すなわち、このような期間で、このようなコストで、このような解決ができているということについて、そうした情報に市民が十分にアクセスでき理解できるようになっているかということも大切なポイントだらうと思います。その点では、どのようなケースでどのような解決がされているのかについても、もう少しいろいろと教えていただければありがたいなと思っております。

私自身の個人的経験で申しますと、公調委を最初に存じ上げたのは、以前に瀬戸内海の豊島の件が社会的な問題となりました時でして、当時の弁護士が、公調委を活用しようということで取り組まれて、そのような利用の仕方があるのかと知りました。

また最近では、ある大規模な分譲開発地域の問題で、裁判所に調停を申し立てたところ、裁判所から、こういう案件は公害等調整委員会というところがあるので、そこへの申請も考えてみてはどうかというアドバイスをいただいたこともありました。裁判所でもそのような問題意識を持たれて、種々の紛争を、裁判所と様々なシステムとがシームレスに連携して解決しようということで、現場の書記官の方も関心を持っておられるのだなど、今から思うと、なるほど、そういうところに広報というのは効いているのかなと思いました。

法曹関係者への周知という点では、結構私どももあまりよく存じ上げなかったところもありまして、おそらく弁護士が関与している様々な紛争の中には、公調委での解決にふさわしい案件も一定数は間違いなくあるのではないかと思います。日弁連との意見交換や法テラスにも来ていただいているということでもありますので、公調委がどのような機能を果たしているかという点も含めて、是非丁寧に御説明いただければ、我々自身が再認識できる機会があるのではないかと思います。いずれも、感想的なことで申し訳ありませんが、よろしくお願い申し上げます。

【荒井委員長】 ありがとうございます。

【川淵事務局長】 よろしいですか。当委員会の特徴的な機能として、大まかに言って、紛争の解決の仕方、あるいはどういう趣旨で申請してくるかということについては主に裁定と調停とありますが、調停というのは一つの特徴的な機能かと思ひますし、それから、裁定の事件として申請してきた場合であっても、両当事者が寄り合って解決しようという意思がある場合は、当委員会が意向をくみ取って職権で調停に付すという解決を採るという場合もあります。これは、例えば、特に近隣紛争的なものの場合に、こっちに責任があるというふうにすると、その後近所の関係がどうなるのだろうかということがありますけれど、特にそういう場合に、お互い話し合いにしましょうという意思がある場合は、職権調停に付して、ある程度円満に解決というようなことにもなっております。これは非常に特徴的な機能かと思ひますので、何らかの機会を使ってこういう機能がありますよというのをPRしていけたらと思ひます。

調停は原則として当事者限りということになりますので、こういう解決になりましたというのはなかなかPRしにくい部分もありますが、何らかの形で当委員会の特徴的な機能

ですという御紹介ができればというふうに思っております、当委員会の白書、年次報告書を御覧いただいたことがあるかどうか分かりませんが、私も過去の白書を見て素っ気なさ過ぎるかなと思っております、そういった媒体をもう少しうまく使っていただけると今内部でも議論しているところでございます。

【吉村委員】 職権調停で解決というのは、最近ちょっと増えているような感じがします。それだけ話をすれば解決できる、近隣紛争が増えているということかもしれませんけどね。

【北村構成員】 騒音がやはりメジャーということでありまして、最近、国会の審議録で騒音をキーワードでサーチしたら、ある分野が多くヒットしたのです。それは民泊なんです。

【吉村委員】 これから出てきそうですね。

【北村構成員】 これから、今年の6月から全面施行されることになっていまして、国会で、例えば宿泊客のマナーが悪いという、あるいは部屋の中で騒ぐと、京都なんかは長屋が多いですから、そこで民泊をされたときにはもう大変だということを結構言っていて、所管官庁は観光庁ですが、厳正に処分等をするということで一応収まっているのですね。ただ、あれは事後規制がベースの法律で、事前チェックしないものですから、とりあえずやらせて問題が起こったら命令を出すよということになっていて、具体的に命令権限があるのは都道府県と保健所設置市、特別区なのです。基本的に都道府県なのです。そうすると、これは環境省の騒音というようも、観光庁の騒音ということになってきて、都道府県でこの民泊に関して権限を持っているのは生活衛生課、いわゆる旅館業法の担当部署なのです。おそらく、苦情窓口というのも、ホットラインみたいなものもその所管で設けることになるはずですので、従来の環境省的なルートで騒音苦情が出てこないということがある。騒音は騒音、公調委としては色がついているわけではありませんし、縄張りはありません。私、良いと思いますのは、実は、民泊新法では、あまりちゃんとしないう業者に対しては業務改善命令が出るようになっているのです。ですから、こういうところに申し立てられているとか、あるいは調停まで持ち込まれているというようなことになっていきますと、おそらく都道府県の側でそうした命令に踏み込む、かなり強い心証形成がされると思っております、かなり周辺住民の方、あるいは地域コミュニティーの方は不安に思っているように見えるので、そこにまで出前する必要があるのかどうかはちょっと別ですけれども、これから本格化してくるおそれがある現象のように思います。

【荒井委員長】 なるほど。今どきの紛争として出てくるかもしれませんね。

【川淵事務局長】 騒音の関係の事件として実際係属したものの中では、幼稚園の事例ですとか、あるいはスポーツ施設の事例もございます。それぞれ調停という形で解決を見ておりますけれども、そういう意味では騒音源もいろいろなタイプのものが出てきておりますし、今、先生のおっしゃられたものにちょっと似たものでは、これも市町村で公害苦情相談ということで受け付けたものですが、地域おこしのためにできた夜中に人が集まるようなお店からの騒音が困るというような相談が実際、自治体レベル、市町村レベルで来ております。そういうときに、どのような解決を見るのかということについて、現場の公害苦情を受け付ける担当者もなかなかどうしたものだろうというところがあるのですが、市町村では、いろいろな部局があって、一方では地域おこしを一生懸命やっているところがあるのですが、ただ、それも住民が困ってしまっただけでは元も子もないので、自治体の公害苦情窓口では、窓口で抱えてしまっただけで身動きが取れなくなっている例も見受けられたので、そこは、他の部局や関係機関と連携して対応していただくとうまく解決する、解決方法が見つかることがありますよということで、そういった指導を実際やっております。それは、当委員会が秋に全国6ブロックに出張しまして、都道府県や市町村の担当者と意見交換をしたり、あるいはこちらからいろいろな情報提供という一種の研修会みたいなものを開催しておりますけれども、そういうときには、これまで公害苦情相談に長年携わってきたベテランをアドバイザーということでお願いしております。そういった方々に一緒に行っていただいて、その担当者にいろいろ助言をしているということでございます。

解決の仕方も騒音のタイプ、どんな事業なのか、その事業の所管の担当はどこなのかということによってまたタイプが変わってくることはあるかと思っておりますけれども、そういったことについても解決していくように注目して行って、必要があれば、そういう自治体に対して支援ができればと思っておりますし、これからもやっていきたいと思っております。

【北村構成員】 最後に一点恐れ入ります。裁定処理期間が長いものが数件あるという御紹介を頂戴いたしました。これは、こちらでやっていらっしゃることにはなるのですが、これが例えば裁判にかかったとしたら、おそらく裁判長が折に触れて心証を開示して、例えば訴訟上の和解に持っていくとか、そういうことはある話かと思うのですが、逆に言うと、公害等調整委員会に係るがゆえになかなかやりにくいという逆の作用と申しますか、そういうことはあまりないのでしょうか。

【山崎委員】 ある程度の審理段階になると調停の方向性を検討する場合はあります。

【北村構成員】 なるほど。

【荒井委員長】 委員会として言うこともあるでしょうし、委員会と事務局で緊密に連携をとっていますので、委員会の意見を踏まえて事務方から調停の可能性をお諮りするとか、意向を聴くとか、そういうことはかなり頻繁にはやっておりますので、機動性とかそういう点ではむしろ高いという感じはしています。

【北村構成員】 では、これは裁判になったら処理にもっと時間がかかっていたという感じですね。

【丸島構成員】 期間の点では、手続の進行についてよく理解していないのですが、まず事案の調査に必要な期間があって、その後期日を開かれるのでしょうか。また、期日は、大体どのぐらいの期間にどのぐらいの回数が開かれるのでしょうか。

【山崎委員】 平均は取っていないのですが、私の感覚で言うと、裁判所では1か月とか、2か月で開いていますが、いろいろ事実調査をやっていて、受理してから1年後とか……。

【丸島構成員】 1年後に第1回目の期日が開かれることもあるのですね。

【山崎委員】 事案によってですよ。時間がかかるものはお互いの主張や書証なり証拠を出させて現地にも行って、現地調査を実施したり、そのほかにまた専門委員を選任して意見書が出て、初めて、1回目の期日を1年後にやってそこで心証が取れば1回で終わるという事件もあります。事案の進め方が一定的に、例えば1か月に1回とか、2か月に1回期日を開くという期間でやっているわけではありません。

【吉村委員】 あとは最近、騒音事件が多いのですが、騒音の職権調査をする時期を申請人が希望するのです。夏でなきゃいけないとか、冬でなきゃ駄目だというようなもので、室外機の稼働状況とかの問題がありますので。それで半年ぐらいは延びることはありますね。

【丸島構成員】 その間、進行は止まっているのですね。

【吉村委員】 その件に関しては止まっている状態です。

【荒井委員長】 多分、裁判所の手続と比較して、こちらの方が重くなって時間がかかっているということはないと、先ほどのように期日自体は後ろに持っていきますけど、その前に、事前準備をかなり密にやっていますので、手続の中身は進行していると考えてはいるところです。

先ほども出ていましたけれど、当事者に東京に来てもらうということをせずに、むしろ、

期日を開くために我々の方が出向くということをやっていますので、その事前準備として事務方が現地に出向いていろいろな調査をしたり、双方の主張の整理をしたりということで、こちらが行って、まとめて第1回期日でほとんど全部最後までやろうということをやっているところです。

【名取構成員】 来年度以降気になるところですね。広報に関しては、先ほどありました法曹向けの広報というのに関して、多分いろいろな工夫をもう少し今まで以上にされるのが大事かなと感じました。私も、平成22年からこの懇談会にずっと出させていただいて、都道府県との関係を強くしていくという点についてはかなり進んでいると感じました。公害相談ダイヤルの認知経路の話が私が聴いた理由は、これがせっかく伸びているのに、何の色も付けず説明されていたからです。この件は、これまでの懇談会でずっと指摘されていたことがようやく実になり始め、先ほど局長もおっしゃったとおりの細かい部分までかなり連携が取れ始めているとか、指導も行えているという部分で、すごく進んだところだと感じています。

それに比べると、法曹向けの広報については、多分、9年前から同じような議論をしていて、法テラスをお願いをして、それから、こちらに今日来てくださっている構成員の方をお願いしてということですとずっと続けている印象がありますので、具体的な提案はできないのですが、何か仕掛けというのを、一つ新しい取組をしていくことが重要になるかと感じています。

広報全般ですが、ウェブサイトはかなり、毎年進んでいращやるのでよろしいかと思えます。ただ、市民にとっては、まず「公害」という言葉に引っ掛かりが出ると思えます。私、多分昨年は半分冗談で公調委という名前を変えて、もうちょっとソフトな名称にしてくれば市民も相談しやすくなると思うなどと申していると記憶していますが、市民が抱える不安は、自分が抱えている問題は果たして公害と呼ばれるほどのものなのかということに表れると思います。クレームを付けるわけではない、でもクレームに思われるのではないかというやはり不安もどうしてもあると思います。そのギャップをどう埋めるかを考えることは重要と感じます。

例えば、ウェブサイト上でチェック項目的なものを追加して、こういう条件が満たせていたら市町村レベル、あるいは都道府県に持って行ってくださいねという、何か手掛かりみたいなものが得られると良いのではないのでしょうか。中央政府の組織である公調委から発信されているからこそ手掛かりとして信じられるといいますか、良いと言われたら行っ

でも良いのかなと思えると。ただ、今、普通に例えば検索エンジンで「騒音トラブル」と入れて検索するのが一般的な方法になると思うのですが、そうすると多分サービス産業と
いいですか、そういうウェブサイトを作っている人たちがいろんなものを挙げてきますね、
こういうときにはこうなさいああしなさいと。ただ、本当だったらその一番上には公
調委のウェブサイトが上がってくるとか、あるいは都道府県レベルの公害審査会等のウエ
ブサイトが上がってくるというのが理想といえれば理想だとは思いますが、話を戻しますが、
それだけトラブルを抱えている人は手掛かりが欲しいと感じているけれども、やはり怖い
ですよ。

【吉村委員】 動き出すのがですね。

【名取構成員】 そうですね。動き出すのも怖いですし、先ほどの匿名の問題ですけど、
市町村の職員にもクレームを付けるクレーマーだと思われるのではないかという消極的な
部分はあって、そこに何かお墨つきで、市町村の方に、それこそ門前払いを食らいそうに
なってもこのウェブサイトのページでちゃんとチェックをしたら条件が整っているのだ
すよと出せるぐらい何か、それはやり過ぎなことになるかもしれませんが、そういう視点
も少し何か加えてウェブサイト、広報を検討していただけると、市民の本当に困って
助けなければいけない人に向けては一つインパクトになるのではないかと。

それとともに、先ほど局長と北村先生がおっしゃられた市町村や都道府県に行ったとき
に、苦情相談窓口からどの部局にその話が流れるのかということに関して言うと、都道府
県であれば、私のイメージでは、いろいろ聴きながら処理されているのですが、やはり、
市町村レベルになると事案を抱えてしまうというか、どうしていいかわからないというケ
ースはあるのだと思います。だから、市町村の職員たちに対して、公調委のウェブサイト
が何か手掛かりになるような、市町村、自治体レベルの相談窓口の職員さんが困ったとき
に、このウェブサイトを見に行ったら、次はこういう段取りで進めてくださいねという
ものが分かると。一般市民だけではなくて、自治体レベルの苦情受付窓口にとっても手掛
かりになるようなものが常設されていると、会議や説明会に加えて常設のものがあると良
いのかなと。もしかしたらあるのかもしれませんが、私はちゃんと確認できていないので、
私としてはその2点が気になりました。

【荒井委員長】 ありがとうございます。

【北村構成員】 いいですね。今、よく、イエス、ノー、イエス、ノーとやっていくもの
がありますけど。

【名取構成員】 そう、そういう仕組み。

【吉村委員】 健康相談ではよくありますよね。あなたはどの症状がありますかというのがね。

【荒井委員長】 そうですね。そういうのをアレンジしてみるというのはありかもしれませんね。

【北村構成員】 法曹向けの広報につきましては、司法書士会へのアクセスというのはいかなさっているのですか。

【山崎委員】 それは実施しておりません。

【北村構成員】 司法書士会は、多分地方の法律家とか、地域の法律家、何かそういうキヤッチフレーズでやっていらっしゃったように思いますので、対象としては悪くないとは思ったのです。逆に、なぜ今まで、行政書士はちょっと違うのかもしれないにしても、司法書士へのアクセスがなかったのか……。

司法書士だったら、例えば相続とか登記とかで弁護士の方よりも相談している可能性が高く、日常的にかかりつけのというわけじゃないですけども、法律家としての距離感というのですか、これが弁護士の場合と司法書士の場合とでは使ったことがあるとか、お父さんが死んだとき登記をどうするとか、弁護士は多分出てこられなくて、多分司法書士が出てこられるはずなのですよ。そうしたら、使った経験がある法律家という、記憶の中にそれがあれば、司法書士の先生に相談というのが非常に見やすい展開かと思われるものですからね。

【荒井委員長】 その辺りは丸島先生、感触はいかがでしょう。

【丸島構成員】 法テラスでも弁護士と司法書士による法的援助の業務を行っているところですが、おっしゃるとおり比較的少額事件について、地域に密着して活動しておられる司法書士の方々が多くいらっしゃいます。他方、法テラスでの事案に司法書士さんがどのようにコミットしていただくかについては、課題もあります。司法書士は、認定司法書士として簡裁事件の代理人業務を行うことができますが、この間債務整理事件の減少に伴い取扱事件数はかなり減少してきており、本来の登記業務や最近では成年後見などの分野でいろいろと努力をされ活動されているという状況もございます。ただ、おっしゃるとおり、比較的小規模の近隣紛争的な案件は、司法書士がいろいろな相談の機会に対応しておられることはあり得ると思います。

法テラスでは、現在、情報提供業務として、地域の関係機関との連携強化を図ることを

強く打ち出しておりまして、情報提供職員もこの4月から社会福祉士の方々が参加するなどして態勢整備が進められており、司法書士さんも情報提供業務に関わっておられる方がいらっしゃいます。地域との連携強化ということが進められる中で、問題意識を持った第一線の司法書士さんに情報を提供するという事は、意味あることだと思います。

【北村構成員】 純粹司法作用をやっているわけではないので、弁護士法72条の問題がどうしてもかかってくる場所があるとは認識しております。だから、司法書士としては、これはやっていいのだというお墨付きが欲しいという逆の思いがあるとすれば、これは弁護士会との関係でまたトラブルが起こる可能性があるのでは、表現の仕方が難しいなと思います。

【荒井委員長】 そうなのですね。ちょっと微妙な問題がそこにありますのでね。

【北村構成員】 そこに、掘り起こすという言い方はあまりよくないですけど、そういうことをするには司法書士のお力を借りるというのは、効果がないわけではないという気も一方でした。

【川淵事務局長】 今、日本司法書士会連合会のウェブサイトを見たところ、少なくとも公害が司法書士が扱うメインのテーマということではないようですが、司法書士会調停センターでこんなことをやりますよということの一例として騒音問題が出ていますので、自分たちが扱うべきものとして御認識はあるのではないかと思います。いずれにしても、いろいろなツールを使って、当委員会の機能を認知していただくという意味では、研究テーマかなとは受け止めたいと思います。

【荒井委員長】 当事者を始めとする困っている人から相談が寄せられるところに情報を下ろしていくということですね。それが一番大事なことだと思うので、そういう意味では御指摘の点は検討していきたいと思っております。

【丸島構成員】 弁護士について言えば、御承知のとおり、若い弁護士がこの間急速に増えておりまして、今、弁護士4万人のうちの半数くらいが10年以下の弁護士という状況でございます。若い人たちは積極的にいろいろな分野の課題に取り組んでおりまして、そのような意味では従来の弁護士像は大きく変化してきているところでもございます。

また、先ほど名取先生がおっしゃいましたように公害という用語がどうかということもあろうかと思いますが、日弁連でも、委員会名は「公害対策・環境保全委員会」という表記に変わっております。法律相談の現場では、例えば騒音問題というのは、どこの相談所でも一定数の相談があつて、かつ相談を受けた弁護士がその対応になかなか苦勞するとい

うことも聞きます。対応に苦勞するというのは、弁護士が相談に応じて受任しようとするとき、その問題の原因は何か、因果関係はどうか、法的な請求としては損害賠償ということになるがそれで問題解決になるのか、もう一步踏み込んで、原因の除去のようなことができれば良いし、将来にわたる予防措置が採れば良い。求められる環境保全ということのためには本当はやるべきことはほかにあるのではないか。大変に苦勞し努力はするのだけれども、損害賠償というだけでは御本人の納得感が必ずしも十分に得られないのではないかとということなどもあって、なかなか手を付けにくい分野でもあるという感じもしています。

【荒井委員長】 確かに、責任裁定の申請ということになると損害賠償の請求しかできないのですけれども、騒音に関する責任裁定の申請は当委員会にもたくさん来ていますが、それを今先生がおっしゃったように、根本的に解決するための原因の除去とか将来の紛争予防をするためには、損害賠償ではどうしようもないですから、それをやるために職権調停に付して、その原因を除去するようなことをやろうとして、それは双方とも、当然それを望んでいますので、途中で職権調停に切り替えるというのは非常に多いです。

【丸島構成員】 非常に多いですか。なるほど。

【荒井委員長】 そして、弁護士が相談を受けたときには、責任裁定では損害賠償しか請求できませんが、調停申請をすれば、いろいろなことをここは考えますよということをおアドバイスしていただければいいのかなど。そういう意味では、当委員会の広報をもっと弁護士にも隅々までしなければいけないと思うところです。

【丸島構成員】 特に若い弁護士の人たちに、こういう問題はこういう解決の道があるという情報をどう広げるかということは大事なことであるなど、お話を伺っていて思います。若い弁護士は、業務に当たる上で、ネットからの情報を大いに活用しています。ネットを通じての情報提供をどう充実させるかということは大変に重要なテーマです。

【川淵事務局長】 調停で解決をみた場合、調停事項は原則として非公開にしますので、だから、それをどう伝えるかというのはなかなか難しいところがあるのですが。ただ、なかなか良い解決になったというケースは実際にありますので、研究テーマかなと思っておられます。

【丸島構成員】 是非、その点はよろしくお願ひしたいと思います。

【荒井委員長】 それは広報の工夫ということで、調停で解決しましたよということはオープンにできることですので、調停条項の中身は言えないとしても、そこはまた考えて。

【山崎委員】 差し止めなんかは訴訟でできるのですが、公調委ではできませんので。ただ、騒音であれば、例えば騒音の元になる室外機を移設するなり、そういう形で調停によって紛争を解決するということは多々あります。

【吉村委員】 個別ではなく、概要のような形ならオープンにできるか、ちょっと工夫して……。

【山崎委員】 それは誰かというのではなくて、こういう調停がありましたと、騒音とか、原因の除去なり移設なりという形でまとまったということですね。

【丸島構成員】 原発事故被害に関わる弁護士らも、金銭賠償ということだけでは本来の原状回復ができるものでもないという問題意識を持つことがあります。それと同様に、環境を元に戻すために弁護士としてどのようなことができるのだろうかということを考えるを得ないのですが、なかなか適切な方法がなかったりします。

【荒井委員長】 そのときに公害紛争処理制度を思い起こしていただけると。調停でかなりそういう案件をやっておりますので、原因を除去してということをやっていますので。認識していただくように、こちらがいろいろなチャンネルで働きかけをしなければいけないのだろうと思いますね。

【丸島構成員】 果たしている役割について是非いろいろと発信をしていただければありがたいなと思います。

【川淵事務局長】 大変いろいろな切り口から貴重な御意見をいただきましてありがとうございます。時間の制約もありますので、恐縮ですが、二つ目の土地利用の調整について御説明をいたしまして、御意見等をいただければと思います。なお、今回から内海先生に御参加をお願いしております。主として土地利用調整の分野に関し知見をお持ちということでお願いしておりましたが、本日はあいにく御欠席でございますので、事前に本日の議事についての御説明をし、御意見を伺っております。あわせて御紹介したいと思います。

【小原総務課長】 それでは、資料2でございますけれども、鉱区禁止地域の指定請求につきまして、22年度以降の申請はございません。

それから、鉱業等に関する行政処分につきまして、不服裁定の事件の受付・係属・最終の件数でございますが、29年度におきましては、昨年度から係属している3件に加えまして、新たに2件の受付をしております。なお、こちらの不服裁定につきましては、広報強化の取組の一環といたしまして、本制度を紹介するリーフレットを作成いたしまして、法曹関係機関や行政相談センター、行政相談委員に対しまして配布することにより、制度の

周知を図っているところでございます。

続きまして、土地収用法に基づく意見照会の事案数でございますけれども、土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答事案につきましては、本年度3件の新規の受付を行いまして、係属事件30件となっています。うち5件が29年度中に処理されております。この30件のうち長崎県の石木ダムの事業認定に関する審査請求に関する意見照会が24件ということで多数係属しております。今後も土地収用関係の事件につきましては、受け付け次第、適正に手続を実施してまいります。

土地利用調整関係の最近の動きを御報告いたします。不服裁定事件の審理のために、公害事件以外としまして、初めて専門委員を選任いたしまして、知見の活用をいたしております。これは三重県の事件の審理のためでございます。

それから、土地収用法に基づく国土交通大臣からの意見照会への回答につきましては、行政の透明性拡大、審査関係人の手続保障のために、改正されました行政不服審査法の趣旨を踏まえまして手続を公調委でも導入しております。

公害等調整委員会では主張書面等の提出、口頭意見陳述等につきまして、必要に応じまして認めることとしております。これは、行政不服審査法と同様の手続を公調委でも採ろうというものでございます。

それから、最後に資料4でございますけれども、土地利用の関係につきましても、昨年から実施計画にほぼ変更はございません。ただ、対象とする政策等の土地利用調整の部分につきましては、「鉱業等に係る行政処分に対する不服の裁定事件を適切に処理する。」に追加をいたしまして、「あわせて、結果の適切な公表、制度周知のための広報等にも努める。」、それから、「平成28年4月に施行された行政不服審査法の改正も踏まえつつ、土地収用法に基づく意見照会への回答等を、適切な体制により適正に行う。」としております。この部分が改正の箇所でございます。以上を合わせまして、御意見を頂戴したいと思います。お願いいたします。

それから、内海先生からいただきました御意見をこの際、御紹介させていただきます。土地の関係につきまして絞って御報告をさせていただきます。

まず、一点目といたしまして、内海先生も、土地利用の関係で地方の実態を聞くこともあるけれども、従来採石業等をしていたところについて、自然環境問題を背景とした住民反対運動が起きるといふ事例はあるようで、公調委に係属しているような三重県、山形県の不服裁定のように、周辺住民のような関係者が申請、参加申立てをする事例は今後も出

てくるだろうと。

二点目といたしまして、土地利用について対象範囲を無限定にして広報を充実させると法律上保護される利益を持たない者、環境問題を背景にした住民運動推進者等からの申請が増えることが想定されると。適切な対象者に広報をするというのであれば、住民からの相談を受ける者、市町村の窓口や行政相談、こういったところを対象にそれらの者が自ら適切な事例であるかを判断した上で、制度を相談者に御紹介できるように丁寧に情報提供をするのが良いのではないかと。

三点目といたしまして、より積極的に土地利用調整制度の広報をするのであれば、住民の全般的な苦情の一次相談窓口となる市町村の担当者を訪問し、あるいは集まってもらい、制度そのものの周知、相談時に不服裁定制度を紹介する場面等の情報を提供するとともに、実際に現場で起きている問題を聴いてみるというのも一案ではないかというような御意見を伺っております。

以上でございます。

【川淵事務局長】 それでは、今の御説明に対しての御意見、あるいは御質問等ございましたら、どなたからでも結構でございますので、御自由をお願いしたいと思います。

30年度の実施計画案につきましては、29年度に比べて若干土地利用の調整の部分で記述を加えましたけれども、これは、一つは、行政不服審査法の改正の趣旨を踏まえた土地収用法に基づく意見照会の回答事務に係る体制を整備しましたので、それをきちんとやっていくということと、それから、従来、公害紛争処理についてはそれなりの広報をやってきたつもりではございますけれども、土地利用調整については、その陰に隠れてあまり周知ということをやっていなかったのではないかと思いますので、取組としては、今年のこの懇談会でも新しくリーフレットを作ったということをお紹介させていただきましたけれども、さらにどのような手法で周知できるのか、特に一般の国民、市民の方々にどのような周知ができるのかというところをその方法も含めて検討、あるいは実際に取組を行ってまいりたいという意味で記述を加えたということでございます。

【北村構成員】 よろしいですか。これは特殊な手続の分野ですけれども、尾鷲や山形の遊佐町ですか、この事案というのは具体的には根拠法令は両方とも採石法ですか。

【川淵事務局長】 両方とも主に採石法です。

【北村構成員】 砂利と採石は、内海先生のコメントもありましたけれども、自然環境保全との絡みで言われることが多くなってきて、最高裁等では、裁判になると、そんなもの

は採石法とか砂利採取法では保護していないときに、棄却というようになることが固まっているものですから。最高裁の判例で拘束されるのか、もう少し広く保護法益を解釈し得ると捉えるのか、と。

【川淵事務局長】 一審代替機能があるという、それだけ重みのあることをやらせていただいているということですが、逆に言うと、一審代替機能があるだけに、その意味を意識してやらなくてはいけないということはあるかと思います。

この山形の事例、三重の事例、いずれも処分庁が不認可をしたわけですが、これはそれぞれ自然環境の保全、あるいは漁業への影響、そういったことで住民側の、あるいは漁業者の反対の意向が背景にある事件でございます。

【北村構成員】 逆の場合、認可処分をした場合に、関係住民から申立てがあるというのもあり得る話。そうすると、これは逆の話となってくるわけですね。

【荒井委員長】 そうです。こちらをもう少し広報をして、不服があった場合にはそういうルートがありますよということをやった方が良いというのが、先ほどの内海先生の御意見ですね。

【川淵事務局長】 公害紛争処理の場合は、制度的にも都道府県等の自治体と連携を取って、こちらがいろいろな支援をしてという枠組みになっていますけど、土地利用調整は、都道府県は潜在的な処分庁、当事者になりますので、そこがどういう方法でやっていったら良いのかというのがなかなか難しいところであります。

【北村構成員】 全体に関わるかもしれませんが、磯野先生から満足度調査をどうするかという御指摘があって、これはなかなか悩ましいところかとは思うのですよね。昔やられたことがあるようなのをどこかで拝見したことがあって、結構満足度が高かったという結論は覚えているのですが、組織としてやろうと思うとかなりのプロジェクトになってくるという気もするのですが、1年2年の話ではないというのは直感的にありますが、これは中長期的にはどのようなお見積もりでお考えですか。

【山崎委員】 訴訟でも、学者がやっていますよね。

【丸島構成員】 民訴法の学者が、民事訴訟の利用者調査をされました。

【北村構成員】 法社会学者に委託研究すればできると思いますけど。

【丸島構成員】 一般的にはそういうやり方をされますね。

【荒井委員長】 そうですね。こちらが主体的にやるというのではなく、そういう外部委託みたいな格好にはなるのだらうと思いますけれども。

【北村構成員】 嘱託調査。

【荒井委員長】 そうですね。

【丸島構成員】 司法制度改革審議会の時を始めとして、これまで民訴法の先生や法社会学の先生に調査をお願いしました。対象となる事件をピックアップして個々に裁判の当事者の方に面談して聴き取りをするなどもしました。公調委が担当する事件は件数が非常に多いというものでもありませんから、民事訴訟事件の大規模な調査と比べれば調査のボリュームとしては比較的容易かもしれません。

民事訴訟の利用者調査では、調査する前は判決で敗訴となった方が不満を述べるに違いないということで、調査自体に消極的な意見もあったのですが、意外とそうでもなくて、手続への納得感というのがやっぱり一番大きな要素であったように思います。

【荒井委員長】 どんなことができるのかまた検討してみたいと思います。

【名取構成員】 私は、研究上、有権者の意識調査をやっていますが、基本的な調査みたいなものはこの人数だったらされないほうが良くて、やはり、今おっしゃられた裁判の方、その結果を生かしてヒアリングを実施するという形が一番良いと思います。せっかく裁判の方でそういう分析とかデータ処理をされているのですから、それを改めてこちらでも満足度を測るようなことはしないほうが適切かなと。ただ、裁判の方のデータや分析がありますと、何を聴けば良いかということが大分見えてくるとと思いますので。

【北村構成員】 そうですね。あまりエピソード的なものだけでも説得力が確かにはないですから、出し方が難しいですね。

【名取構成員】 だから、それは第三者に聴いてもらったほうが良いと、間違いないと思います。

【北村構成員】 予算取らなくちゃいけませんからね、これをやろうと思ったら。

【丸島構成員】 日弁連でも、被疑者国選弁護制度の創設に向けて、全国の被疑者段階の弁護活動の状況について調査をしたことがありましたが、科研費を使って刑訴学者にお願いしました。

【北村構成員】 環境法の学会には行政法も民法も両方ともいますからね。

【丸島構成員】 いらっしゃいますね。

【北村構成員】 そことタイアップして包み隠さずデータを出しますということでも一つ。この委員会と学会とのコラボレーションというのもあまりこれまでは見られなかったところですから。

【荒井委員長】 そうですね。なるほど。

【川淵事務局長】 当委員会に係属した事件ということでは数は限られていますけれども、公害紛争処理ということで都道府県の公害審査会等にかかったもの、あるいは自治体の苦情相談まで含めるとそれなりの母数はあるかと思しますので、一つの研究テーマにはなり得るかと思えます。

【川淵事務局長】 よろしゅうございましょうか。ありがとうございました。ちょうど終了の時間になりましたので、意見交換をここまでとさせていただきます。本日いただきました御意見等を踏まえまして、引き続き公害等調整委員会の業務を着実に推進してまいりたいと存じます。また、今後とも事務局から連絡等をさせていただくこともあるかと思いますが、何とぞ御協力のほどよろしくお願いいたします。本日はこれにて閉会といたします。皆様、本日はどうもありがとうございました。

以上